

今治市立図書館に係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：教育政策局生涯学習課

今治市立図書館の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
- | | |
|------------|------------------|
| 今治市立中央図書館 | 今治市常盤町五丁目203番地2 |
| 今治市立波方図書館 | 今治市波方町樋口甲72番地1 |
| 今治市立大西図書館 | 今治市大西町宮脇甲506番地の1 |
| 今治市立大三島図書館 | 今治市大三島町宮浦5713番地 |

- (2) 施設の設置目的
- 資料等の提供を通じて市民の知る権利を保障し、また生涯学習等の学習要求を支援することにより、市民の教育と文化の発展に寄与する

2 募集の概要

- (1) 応募受付期間 令和4年9月22日(木)～令和4年9月30日(金)
- (2) 応募者（1団体）

団 体 名	代表者役職氏名	住 所
TRC今治図書館サポート (コンソーシアム) 代表団体 株式会社図書館流通センター 構成員 四国通建株式会社	代表団体 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一文子	東京都文京区大塚 三丁目1番1号

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市図書館指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判定し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・教育的施設としての運営への取り組み ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取り組み ・利用料金設定額 ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		75点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		15点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力(管理運営組織) ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		35点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用(地元雇用・再雇用) ・障がい者雇用への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・子育て支援への取組 ・実現の可能性		15点
【Ⅵ】応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】全般 ・応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	173点
	現行指定管理者以外の応募団体	170点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、TRC今治図書館サポートを指定予定者として選定した。

団体名	TRC今治図書館サポート
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	61.9点
審査基準Ⅲ	15.0点
審査基準Ⅳ	28.0点
審査基準Ⅴ	12.0点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	23.1点
合計	145.0点

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、ICT技術活用による新しい図書館サービスのスタイル、閉館日の見直し、また地域で子どもたちの成長を見守る機運を醸成していきたいというメッセージが感じられる事業等多彩な計画が具体的に提案され、利用者層の拡大に向けた意識の高さが評価された。また、色々な利用者層の参加を募るミーティングの開催等住民参画の手法に取り入れる新たな仕組みも今後の図書館像を計画する上で実施が期待される。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（1,062,000千円（5年間））以内であり、適正と認められた。

（指定管理料基準額（5年間） 1,062,000千円）

○審査基準Ⅳについては、これまでの運営において来館者への窓口接遇対応等を実施する従業員に対する適切な指導・研修の様子が認められ、今後も管理を安定して行う人的及び物的能力を有すると見込まれることが評価された。

○審査基準Ⅴについては、今治市内に事業所等を有する団体であり、障がい者雇用等に配慮があること、また子育て支援策、職員のワークライフバランスの推進等にも問題なく取り組まれていると評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、現在までの運営実績が十分に評価された。

○審査基準Ⅶについては、滞在型の読書推進がまちの活性化を促す取り組みであるという認識のもと、施設の設置目的を十分理解し事業計画を策定していることが評価された。また多岐にわたる新規事業も提案され、運営への熱意が認められた。

○以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、住民の平等利用の確保、施設の効用発揮、管理経費縮減、人的・物的能力とも優れてお

り、施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、TRC今治図書館サポートを指定予定者として選定した。

なお、当団体に対し、地域貢献として新規提案された、地場産業等今治の魅力ある地域資源を調査、発信への積極的取り組みを要望すること、また現在の世情による物価高騰等を要因として安定的な人的物的管理の遂行が困難となることを懸念する意見があったことを報告しておきたい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで